

トラブル防止のための遺言の活用と注意点

不動産などの資産を次代に引き継いでいくために、「誰もが悩ましい問題」と考えるのが「相続」である。自身の方が一歩先を踏み出さず、相続人との間で「争族」が起きることを避けたい。本稿で紹介したい活用方法を前向きに検討したいところだ。

数年前から「終活」というキーワードが様々なところで使われるようになってきました。会社における高齢化が進む中であっ

て人々の終活に対する興味関心もそれだけ増しているというところなのでしょう。

私自身、終活をテーマとした講演を各地でさせて頂いておりますが、その際に「遺言がある」といって、遺言された家族の負担もずいぶん変わります。ただし作り次第ではかえってトラブルの種類も

なりかねないので注意しましょう」といった話をいつもするようにしています。

今回は、遺言の作成におけるメリットや遺

各相続人の遺留分への配慮が重要 相続財産の記載漏れにも注意が必要

言の種類、遺言の作成にまつわるトラブルとその防止策について、以下、説明をして参りたいと思います。

1) 遺言の作成におけるメリット

「遺言は何となく敷居が高そうだし」「自分は大きな財産もないから遺言なんて不要だ」と思っている方が多いと思います。が、故人の遺志が適切に示された遺言書があることで、後々の遺族間におけるトラブルや紛争を防ぐことができま

す。また、不動産登記をはじめとする相続財産の名義変更手続きにおいて、被相続人の週り戸籍が不要になるな

ど、相続人が取り揃えるべき証明書類の種類と数が少なくなり、相続人の手続的な負担が軽減されるという点も遺言の大きなメリットになります。そのため、遺言は財産の多寡にかかわらず、どのような方であっても作成を検討する意義は大きいといえます。

2) 遺言の種類とそれぞれのメリット・デメリット

遺言は大きく分けて3種類ありますが、その中でも「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2つが一般的によく用いられる方法といえます。

自筆証書遺言は、費用がかからず、紙とペンと印鑑があれば誰でもどこでも作成が可能であるという簡便さが利点である反面、全文を自書しなければならぬため手が不自由な方は作成できないことや、偽造のおそれがあること、法令のルールに反して作成された遺言は無効となってしまうリスクがあることなどが難点です。

公正証書遺言は、公

証役場で証人を介して作成される遺言であり、作成上の法的な不備が防げることで、裁判所による検認も不要であること、偽造・変造のおそれを回避できることが利点ですが、手続き費用がかかることや2名の証人が必要となる点には注意が必要です。

3) 遺言の作成にまつわるトラブルの防止策

まずは、遺言の作成にあたっては、各相続人の遺留分に配慮することが重要です。特定の相続人や第三者だけに遺産を渡す旨の遺言書を作ってしまうと、死後にトラブルが発生する可能性が高く、訴訟リスクに発展すれば、相続人の経済的・心理的負担もかなりのものになります。どうしても遺留分に沿った遺言の作成が難しい場合は、最後の方に付言事項として、故人の遺志を丁寧に記し、可能な限り相続人が後日争うことのないように配慮してあげることが大切です。

また、遺言に記載する相続財産に漏れがないようにすることも重

要です。たとえば、戸建の不動産を所有している被相続人が、併せて所有していた公衆用道路の記載を漏らして遺言書を作成していた場合、その不動産を譲り受ける相続人は、当該道路を自身が相続する旨の遺産分割協議を別途他の相続人との間で行わなければならないと、余計な手間と負担が生じてしまいます。

4) まとめ

以上、今回は遺言を中心に説明させて頂きましたが、私自身、これまで多くの方に対して遺言の作成のアドバイスに応じております。また、一般社団法人不動産ビジネス専門家協会内でも、相続・事業承継ワークショップという勉強会を組成しており、私以外にも税理士、行政書士、不動産コンサルタント、FPなどの各種専門家が集い、様々な相談にお応えできるよう日々研鑽を積んでおります。お困りごとがある際には、どうぞお気軽にご相談ください。

今月の筆者

平成14年に行政書士、平成15年に司法書士の資格を取得した後、山田ビジネスコンサルティング株式会に入社。平成28年1月に独立開業し、現在は登記・後見業務のほか、各種相談対応、セミナー講師などを幅広く手掛けている。



塩足 昌弘
塩足司法書士事務所
司法書士・行政書士

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/